

配偶者からの暴力被害者を対象とした市営住宅等の一時使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）により緊急的な居住先の確保が必要となっている者の市営住宅等の空き家の一時的な使用（以下「一時使用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 一時使用の対象者は、DV被害者で次の各号の全てに該当する者とする。

(1) その者及び同居の親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

ウ 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている者

(一時使用)

第3条 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可により行う。

2 一時使用の期間は、一時使用が可能となった日から6月以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、6月を限度として延長することができる。

3 前項の規定による一時使用期間中の使用料は、千葉市営住宅条例（以下「条例」という。）第14条に定める額とする。ただし、一時使用の許可を受けよ

うとする者が、条例第16条第1項第1号から第4号に該当する場合は、使用料を千葉市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予取扱要綱第5条に基づき減免することができる。

- 4 一時使用の許可を受けた者（以下「一時使用者」という。）は、条例第17条の規定に準じて使用料を納付するものとする。
- 5 一時使用者に係る敷金は免除する。
- 6 市営住宅等の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに共益費その他これに準ずる費用は、一時使用者が負担する。
- 7 本要綱に規定する事項を除き、条例、条例施行規則及び千葉市公有財産規則を適用する。

（申請手続）

第4条 前条の許可を受けようとする者は、市営住宅一時使用申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第2号に関する書類
 - (2) 収入の額を証する書類
 - (3) 暴力団員でない旨の誓約書
- 2 前条の許可を受けようとする者は、前項の申請書提出時に本人確認できる証明書等を提示しなければならない。
- 3 前条第2項ただし書に規定する使用期間の更新を申請しようとする者は、使用許可期間が満了する日の1月前までに市営住宅一時使用延長申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（許可）

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、必要な条件を付して一時使用を許可することを決定し、市営住宅一時使用承認書（様式第3号）及び一時使用の延長にあたっては市営住宅一時使用延長承認書（様式第4号）を一時使用者に通知する。

（許可の取消）

第6条 市長は、一時使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、市営住宅の明渡しを求めることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により許可を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（一時使用に充てる市営住宅）

第7条 一時使用に充てる市営住宅は、管理に支障がないもので、現状のまま使用可能な空き家住宅とする。

(市営住宅駐車場の使用)

第8条 一時使用者が駐車場の利用を希望する場合は、千葉市営住宅駐車場管理要綱に基づき、市長の許可を得て指定された市営住宅の駐車場を使用することができる。

2 前項の規定による使用料は、条例第59条第1項に定める額とし、同条第2項に基づき減免することができる。

(明渡し時の修繕等)

第9条 一時使用の期間満了等により市営住宅の明渡しが行われた場合、修繕及び原状回復に係る費用（以下「修繕費等」という。）は、徴収しないものとする。ただし、通常使用による消耗以外で、一時使用者の責めに帰すべき破損等に係る修繕費等及び残置物の処分費については、この限りでない。

(公募資格の特例)

第10条 一時使用者のうち、市営住宅の入居者資格要件に該当する者については、一時使用の住居を使用したまま一般公募に応募することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。